

山形県保健医療計画に医療機関名を記載等するための事務処理要領第5条の規定に基づく、地域における医療連携体制を構築する保険医療機関等は、次のとおりとする。

1 一般病床を設置又は増設する、医療法施行規則第1条の14条第7項第1号から第3号に規定する診療所

(1) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所

二次 保健 医療 圏	村山	
	最上	
	置賜	
	庄内	大井医院（平成20年8月22日追加）

(2) へき地に設置される診療所

(3) 小児医療を行う診療所

(4) 周産期医療を行う診療所

二次 保健 医療 圏	村山	
	最上	
	置賜	
	庄内	すこやかレディースクリニック（平成20年8月22日追加）

2 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する、次の診療報酬を算定する保険医療機関

(1) 地域連携診療計画管理料（脳卒中を対象疾患とする場合）

(2) 地域連携診療計画退院時指導料（脳卒中の患者について算定する場合）

二次 保健 医療 圏	村山	
	最上	
	置賜	
	庄内	斎藤胃腸病院（平成21年2月20日追加） 阿部医院（平成21年8月13日） 真島医院（平成21年8月13日） 藤吉内科医院（平成21年8月13日）